

公共施設使用料の見直しに関する基本方針

令和7年5月

尾張旭市

目 次

I	見直しの趣旨	
1	はじめに	3
2	現状と目的	3
3	基本方針	4
4	対象施設	4
II	使用料算定の基本的な考え方	
1	使用料の算定方法	5
2	原価（コスト）	5
3	受益者負担割合	6
III	使用料の算定	
1	使用料算定の条件	6
2	使用料の算定方法	7
IV	使用料の調整	
1	同一目的施設間の調整	8
2	同施設内の室間の調整	8
3	稼働率による調整	8
4	激変緩和措置	9
5	減免の取扱い	9
6	その他使用料設定における特記事項	10
V	使用料の見直しのサイクル	10

I 見直しの趣旨

1 はじめに

行政サービスの提供に要する経費は、その多くが公費（税金）によって賄われているため、全市民が対象となる行政サービスは、全額公費で賄うことが基本となります。

一方、公共施設の利用などのように、特定の人が利益を受ける場合には、受け取る利益に対応する負担を求める「受益者負担の原則」が地方自治法により認められています。

【地方自治法】

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

つまり、公共施設使用料は、利用者が公共施設の利用により受けるサービスの対価として負担を求めるものであり、公共施設の運営にかかる経費は、使用料収入によって賄われるべきであると言えます。

使用料収入が施設運営経費を大きく下回った場合、その不足分は公費（税金）で賄うこととなり、公共施設を利用しない市民も負担することとなります。このため、施設運営経費を適正に使用料に算入し、公共施設を利用する市民と利用しない市民との「負担の公平性」を考慮した使用料設定をすることで、受益と負担の適正化を図ることが必要です。

2 現状と目的

本市の公共施設の使用料については、平成15年度に「1㎡・1時間あたり使用料：4円」と統一単価を定めて運用されてきましたが、それ以後、消費税率改定に伴うものを除いて20年以上見直しがされておらず、この間の施設運営経費の増加に対応した使用料設定とはなっていません。

また、公共施設の計画的な長寿命化対策（長く使用できるように計画的・効率的な修繕等を行い経費削減を図ること）の実施について、令和4年3月改訂の「尾張旭市公共施設等総合管理計画」で定めていますが、それでもなお、長寿命化には多額の経費が見込まれるため、効率的な管理運営や業務改善による経費削減に努めるとともに、施設利用者に対して適正な受益者負担を求めていくことも重要です。

これらのことから、今後のサービスを持続可能なものにするため、使用料の見直しを速やかに実施するとともに、減免制度や見直しのサイクルなどについても、統一的な方針を定めることにより、公共施設使用料の透明性・公平性を確保することを目的とします。

3 基本方針

- ① 受益者負担の適正化を図ります。
- ② 使用料の算定方法を明確に定めます。
- ③ 定期的に使用料の見直しを行います。

4 対象施設

本方針による使用料の見直しの対象施設は、以下のとおりです。

東部市民センター、渋川福祉センター、スカイワードあさひ、新池交流館、旭城、ふれあい会館、多世代交流館、城山コミュニティーセンター、公民館、文化会館、どうだん亭

法令等で使用料を徴収できない等の施設（下記参照）については、本方針による使用料の見直しの対象外とします。

【本方針による使用料見直しの対象外とする施設】

対象外とする理由	対象外とする施設
法令等により使用料を徴収できない施設	小中学校、図書館、老人いこいの家
法令等により算定方法や徴収基準額が定められている施設	市営住宅、保育園
独立採算制が求められる公営企業会計にかかる施設	上下水道事業により運営する施設、 上下水道事業にかかる料金・使用料
不特定多数の市民に常時開放することを目的としている施設	公園
全額公費負担での運営を前提として設置した施設	保健福祉センター、ピンポンパン教室、児童館、子育て支援センター、地域集会所、給食センター
その他別途使用料を算定すべき施設	児童クラブ、尾張あさひ苑、旭平和墓園、ふれあい農園、スポーツ施設、小中学校体育施設、市営バス

Ⅱ 使用料算定の基本的な考え方

1 使用料の算定方法

積算根拠を明確にして、統一的な使用料算定とするために、施設の維持管理のために必要となる原価（コスト）と受益者負担割合に基づいて算定します。

$$\text{使用料} = \text{原価（コスト）} \times \text{受益者負担割合}$$

2 原価（コスト）

使用料の算定にあたっては、原則として、施設の整備にかかる経費（イニシャルコスト）は含めず、施設の運営にかかる経費（ランニングコスト）のみを原価（コスト）の範囲とします。公共施設は、市民の共有財産であり、世代を超えて誰もが利用できる機会があることから、イニシャルコストについては原価（コスト）には含めず、公費（税金）で負担することとするものです。

算定に使用する経費の基礎数値は、見直しを実施する年度の公共施設カルテから、直近2か年度の決算数値を用いることとし（特殊事情があれば、直近3～5か年度の数値等を使用します。）、下記の区分により原価（コスト）として設定して、使用料算定を行います。

【原価（コスト）の区分】

施設にかかる経費			算定経費
施設の整備にかかる経費（イニシャルコスト）	建設費、大規模改修費、用地取得費、市債償還元金・利子		×
施設の運営にかかる経費（ランニングコスト）	人件費	施設の維持管理や運営にかかる職員の人件費	○
	物件費	需用費や委託料など、サービスの提供や施設の維持管理に必要な経費	○
	維持補修費	施設や設備の修繕料	○
	減価償却費		×

減価償却費については、本来は原価（コスト）として算入すべきランニングコストですが、今回の見直しでは、算入すると使用料が高く算定されすぎるため、除くこととします。

また、指定管理者制度を導入している施設については、指定管理料（指定管理施設修繕除く）と、市の歳出のうち上記の算定経費に該当する経費に、指定管理者使用料収入を加算した経費を使用料算定における原価（コスト）とします。

3 受益者負担割合

公共施設の維持管理にかかる経費は、施設利用サービスの対価として、利用者からの使用料収入によって賄われるべきではありますが、施設によって、その設置目的や提供しているサービスは様々であることから、利用者に負担を求めるにあたっては、施設の性質等に応じた負担割合となるよう配慮する必要があります。

そこで、施設を公共的か民間的かの「公共性」と、日常生活において必需的か選択的かの「必需性」の2つの軸により下記の4つの区分に分類し、施設ごとにサービスを利用する人が負担する割合（受益者負担割合）を定めて、施設を利用する市民等の負担と、使用しない市民も負担している公費（税金）負担の均衡を図り、より公平な使用料の設定を実現します。

今回の見直しの対象施設は、すべてこの区分になります

【受益者負担割合の区分】

公共的 ↑ 公共性 ↓ 民間的	50% 〔半額公費負担〕 特定の市民対象、行政の提供必要 (例) 公民館、コミュニティ施設	0% 〔全額公費負担〕 受益者の範囲広い、行政の提供必要 (例) 図書館、公園
	100% 〔全額受益者負担〕 特定の市民対象、民間と競合性あり (例) 駐車場	50% 〔半額公費負担〕 受益者の範囲広い、民間と競合性あり

選択的

← 必需性 →

必需的

Ⅲ 使用料の算定

1 使用料算定の条件

次の条件に基づき、使用料の算定を行います。

条件① 施設稼働率は、30～50%を下限として各施設ごとに設定する。

⇒実際の利用状況に沿った算定をするため、実際の稼働率を基本としますが、稼働率の低さをむやみに受益者へ転嫁しないよう、平均稼働率が20%未満の施設は30%、20%以上の施設は50%を下限とします。

条件② 施設のうち、使用料に算入するのが適切ではないスペース等にかかる経費は必要に応じて除く。

⇒別の目的で使用している部分などにかかる経費を算入すると、受益者負担が適正ではなくなるため、除外できることとします。

(例) 東部市民センター内の東部老人いきいの家など

※トイレや階段などの共有スペースにかかる経費は除外しない。

条件③ 個人単位の使用料については、別途算定を行う。

⇒使用料算定の考え方としては貸出スペースの使用料と同一ですが、本方針での見直しと合わせて別途算定を行います。

条件④ 音響設備などは、必要に応じて別途算定して使用料に加算する。

⇒本方針での算定では、原価（コスト）に通常設備の維持管理にかかる経費を含みますが、特定の用途でしか使用されないものや、使用によって著しく経費を要するものについては、別に算定を行い、使用料に加算します。

2 使用料の算定方法

次の計算式により、使用料を算定します。

※コマとは、施設の利用時間の単位のこと。
通常 1 コマ＝1 時間

$$\text{1室1コマあたりの使用料} = \left(\text{施設全体のコスト} \times \frac{\text{室面積}}{\text{貸出可能面積}} \right) \div \frac{\text{その室の年間最大コマ数}}{\text{稼働率}} \times \frac{100\%}{\text{稼働率}} \times \text{受益者負担割合}$$

使用料に算入すべきでないスペース等がある場合は、ここに当該スペースの面積を加算すれば、使用料の算定から除外することが可能。

施設の 1㎡1コマあたりの原価を出したいときには、赤点線の式を室面積で除する。
(例) 下の計算例から $1,440.50\text{円} \div 120\text{㎡} = 12\text{円/㎡} \cdot \text{コマ}$

【計算例】〇〇公民館（稼働率 50%、受益者負担割合 50%）の場合

施設コスト：7,500 千円

年間最大コマ数：4,628 コマ

※稼働率 50%設定

貸室面積：貸室A 120 ㎡
貸室B 50 ㎡
貸室C 50 ㎡
貸室D 50 ㎡
計 270 ㎡

貸室Aの1コマあたりの使用料

$$\text{貸室Aの原価} = \left(7,500\text{千円} \times \frac{120\text{㎡}}{270\text{㎡}} \right) \div 4,628\text{コマ} \times \frac{100\%}{50\%} = 1,440.50\text{円}$$

$$\text{貸室Aの使用料} = \text{原価}1,440.50\text{円} \times \text{受益者負担割合}50\% = 720\text{円/コマ}※$$

※使用料は 10 円単位（10 円未満切り捨て）とします。ただし、算定した使用料が 100 円に満たない場合は、使用料を 100 円とします。

Ⅳ 使用料の調整

1 同一目的施設間の調整

新しい施設は、修繕費などの維持管理費が低廉に抑えられるため、使用料が安く算定される一方で、利用者の快適性や満足度が高まることから、使用料を高くしてもよいという考え方もあります。

このような相反する考え方がありますが、基本的には、同一目的の施設であれば、同程度のサービスを提供できるため、使用料も同一の方が利用者にとってわかりやすいとも言えます。

このことから、施設の古い、新しいにかかわらず、同一目的の施設等については、同一の使用料設定とする調整を行えることとします。

（例）地区公民館は同一設定、中央公民館は別設定とする。

使用料統一の方法（例）

- ①各施設において、原価（コスト）に基づく使用料の算定を行い、1㎡1コマあたりの原価（コスト）を算出する。
- ②同じ区分とする各施設の①の単価を平均し、当該施設区分の基礎単価とする。
- ③基礎単価に室面積、受益者負担割合をかけて使用料を算出する。

2 同施設内の空間の調整

本方針の算定方法によると、室面積によって使用料の算定結果は異なりますが、同じ施設内においては、室面積は異なっても、使用可能スペースは同程度であるなど、利用者にとっての公平感を確保するために調整が必要な場合があるため、複数の室を同一の使用料設定とする調整を行えることとします。

（例）貸室 A（面積 50 ㎡）と B（面積 40 ㎡）は算定すると、300 円と 240 円になるため、平均した 270 円の設定とする。

3 稼働率による調整

同施設内でも、室により稼働率は様々です。そこで、稼働率の低い室の使用を促進し、同施設内での稼働率の平準化及び向上のため、稼働率によって使用料を加算、または減額する調整を行えることとします。

（例）軽運動室は稼働率が 70%のため加算、会議室小は稼働率 10%のため減額する。

4 激変緩和措置

本方針で使用料の見直しをすると、現行の使用料を大幅に上回り、利用者の負担が急激に増加する施設がでてくることが想定されます。その結果、施設の利用が低下し、収支バランスが悪化するおそれもあるため、激変緩和措置として、見直し後の使用料の上限を、見直し前の1.2倍までとします。

また、使用料を見直した結果、現行の使用料を大幅に下回る場合についても、近隣自治体や民間施設との不均衡から、利用者の混乱を招くおそれがあるため、見直し後の使用料の下限を、見直し前の0.8倍までとします。ただし、今回の見直しは、物価や人件費高騰に対応する趣旨であることから、下限の適用は次回以降とし、算定の結果使用料が下がる場合については、現行の使用料を据え置くこととします。

使用料の改定にあたっては、急激な増減を避けて、市民等に受益者負担の考え方を理解していただくために、改定後の使用料の額の上限及び下限を定め、段階的に適正な額に近づけていくこととします。

改定後の使用料の額	上限	現行の使用料の概ね1.2倍
	下限	現行の使用料の概ね0.8倍

5 減免の取扱い

半額減免は、平成20年度の減免制度見直しの際に、それまで全額免除としていた団体のうち、趣味・教養的活動の団体について、免除廃止ではなく、経過措置として設定された制度です。それ以降、度々検討はされたものの、廃止には至っていません。

制度開始から15年以上が経過していること、また、施設を利用する人とししない人との公平性を図るため、利用する人に相応の負担をしていただく「受益者負担の原則」の考え方を基本とした今回の使用料見直しの趣旨から、この経過措置を見直す時期であるとして、現行の半額減免については、廃止とします。

全額免除については、現に免除を実施している社会教育団体や社会福祉団体、地域住民団体などが実施する公益性が認められる活動については、その受益者が団体の構成員に留まらないことから、受益者負担の原則の例外として取扱うものとします。

ただし、その対象は、真にやむを得ないもののみの限定的な運用とする必要があります。また、他の行政機関（国・県など）については、原則として全額免除の対象外とし、受益者負担を求めることとします。

これらのことから、各施設においては、その使用状況等を考慮しつつ、全額免除の基準を見直し、適正な受益者負担が図られるよう努めるものとします。

なお、減免の見直しは、市が管理する施設については使用料の見直しと同時に、指定管理者による利用料金制を導入している施設については、使用料の見直しに先行して、令和7年度に実施し、令和8年度から新しい取扱いを開始できるようにします。

6 その他使用料設定における特記事項

使用料の見直しにあたっては、各施設の利用状況等に応じて、次の項目の設定を可能とします。

① 市外在住者の使用料の設定

本方針の使用料算定においては、施設の整備にかかる経費（イニシャルコスト）を原価（コスト）に含めていないため、この分は公費（税金）として市民が負担しています。このことから、受益者負担の原則の観点から、市外在住者が利用する場合の使用料について、割増の設定ができるものとします。

（例）市外在住者は通常使用料の2倍とする。

② 営利目的の使用料の設定

営利目的で利用する場合や、入場料を徴収する場合の使用料については、割増の設定ができるものとします。

（例）営利目的は通常使用料の3倍とする。

③ 時間帯・曜日別使用料の設定

施設の利用状況や管理上の負担を考慮し、時間帯または土曜・日曜・祝日の利用と平日の利用における使用料の格差を設定できるものとします。

（例）夜間と土曜・日曜・祝日は通常使用料の1.2倍とする。

④ 指定管理施設の使用料の設定

指定管理者による利用料金制を導入している施設については、見直し後の使用料を上限として料金を設定できるものとし、指定管理者との協定内容に反映します。

V 使用料の見直しのサイクル

受益者負担の公平性を確保しながら、施設サービスの向上を図るため、原則として、5年ごとに使用料の見直しを実施することとします。

なお、指定管理者による利用料金制を導入している施設については、公募の公平性を確保するため、原則として、指定管理者の選定期間に合わせて順次見直しを行います。が、現行の指定管理者との協議により可能であれば、次期指定管理者の選定期間よりも前倒しで見直しを行います。

【見直しのサイクル】

料金	施設名	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
使用料	〇〇公民館	条例改正	条例施行				条例改正	条例施行
	△△センター	条例改正	条例施行				条例改正	条例施行
利用料金	□□館 (現行指定管理期間：R4～R8)	条例改正	指定管理者選定	条例施行				条例改正
	××センター (現行指定管理期間：R6～R10)			条例改正	指定管理者選定	条例施行		